

## ひろさき産学官連携フォーラム会則

### (名 称)

第1条 本会は、ひろさき産学官連携フォーラム（以下「フォーラム」という。）と称する。

### (目 的)

第2条 本フォーラムは、弘前地域における産学官の交流・連携を促進し、新商品・新産業の創出により地域経済の発展を図ることを目的とする。

### (事 業)

第3条 本フォーラムは、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 産学官による調査研究活動を支援すること。
- (2) 研究成果の普及啓発に関すること。
- (3) その他フォーラムの目的を達成するために必要なこと。

### (構 成)

第4条 本フォーラムの会員は、第2条の目的に賛同する企業、研究者、団体等とする。

### (役 員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名以内
- (3) 幹事 3名以内
- (4) 会計監事 1名

2 役員を選出は、総会において行う。

3 役員任期は、2年とする。ただし、再選を妨げない。補選役員任期は、前任者の残任期間とする。

### (役員職務)

第6条 会長は、フォーラムを総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、副会長の互選により定めた者が代行する。

3 会計監事は、本フォーラムの会計を監査し、その結果を総会に報告する。

### (総 会)

第7条 総会は、会員をもって構成する。

2 総会は、会長が招集し、会長が総会の議長にあたる。

3 総会は、次に掲げる事項について議決する。

- (1) 事業計画及び予算
- (2) 事業報告及び決算

- (3) 会則の改廃
- (4) その他会長が必要と認めた事項

(総会の書面議決)

- 第8条 やむを得ない理由がある場合は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することにより総会の議決を採ることができる。
- 2 前項の場合においては、提出された書面表決書の過半数をもって決するものとする。

(役員会)

- 第9条 役員会は、第5条に規定する役員をもって構成する。
- 2 役員会は、必要に応じて会長が招集し、会長が役員会の議長にあたる。
  - 3 役員会は、本フォーラムの運営及び総会の付議事項等を協議する。
  - 4 役員会は、本フォーラムの運営に係る企画立案を協議するため、役員会の下部組織として委員会を設置することができる。

(研究会等)

- 第10条 会員は、調査研究を行うため研究会を設置することができる。
- 2 研究会の設置及び運営に関する事項は、会長が別に定める。

(会費等)

- 第11条 本フォーラムの会員は、年会費として、企業等の場合、一事業所等につき、10,000円、個人の場合、一人1,000円の会費を納入するものとする。
- 2 本フォーラムの運営を円滑にするため、企業等からの協賛を受けることができる。

(事務局等)

- 第12条 本フォーラムの事務局は、弘前大学 研究・イノベーション推進機構及び弘前市 商工部産業育成課で構成し、弘前市商工部産業育成課内に置く。
- 2 本フォーラムの事務局長は、弘前市商工部長とする。

(事業年度)

- 第13条 本フォーラムの事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(改正)

- 第14条 この会則を改正する場合は、総会の出席者の半数以上の賛成により行うことができる。

附 則

- 1 この会則は、平成17年1月17日から施行する。
- 2 本会設立当初の事業年度は、設立総会の日から3月31日までとする。
- 3 本フォーラム設立当初の事業年度における会費は、徴収しないものとする。
- 4 この規程は平成25年4月1日から適用する。
- 5 この規程は平成26年4月1日から適用する。

6 この規程は平成28年7月7日から施行し、改正後の規程は平成28年4月1日から適用する。

7 この規程は令和元年7月8日から施行し、改正後の規程は平成31年4月1日から適用する。

8 この規程は令和2年7月6日から施行し、改正後の規程は令和2年4月1日から適用する。